

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクトにおける  
グルメメニュー造成支援・PR イベント等実施業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 業務の名称

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクトにおけるグルメメニュー造成支援  
・PR イベント等実施業務

2 業務の目的

令和9年度に西郷隆盛生誕200年を迎えることを契機とし、鹿児島の魅力ある食を活用した誘客につなげるため、西郷隆盛にちなんだグルメメニューの造成支援・PR イベント等を実施する。

3 業務の概要

(1) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

(2) 業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

(3) 予算額（契約上限額）

9,640千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

4 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。なお、日程については予定であり変更する可能性がある。

内 容	日 時
① 告示	令和8年3月27日（金）
② 説明会	令和8年4月 2日（木）午後1時30分～
③ 質問受付期限	令和8年4月 6日（月）午後5時30分
④ 質問回答	令和8年4月 7日（火）
⑤ 参加申込書提出期限	令和8年4月 8日（水）午後5時30分
⑥ 企画提案競技参加決定通知	令和8年4月 9日（木）予定
⑦ 企画書提出期限	令和8年4月22日（水）午後5時30分
⑧ 審査（プレゼンテーション他）	令和8年4月28日（火）（予定）
⑨ 選定結果通知	令和8年4月30日（木）（予定）
⑩ 委託契約	令和8年5月中旬（予定）

## 5 説明会

下記において、当該企画提案競技に関する説明会（会場のみ）を実施する。なお、企画提案競技の参加にあたって、説明会の出席は必須ではない。

### (1) 日時

令和8年4月2日（火）午後1時30分から2時30分まで（終了時間は予定）

### (2) 場所

観光交流センター2階 会議室（鹿児島市上之園町1-1）

### (3) 事前連絡

令和8年4月2日（火）午前9時までに、会社名及び出席する人数を下記メールアドレス宛に送付すること

[dmo@kcvb.onmicrosoft.com](mailto:dmo@kcvb.onmicrosoft.com)

## 6 本業務に関する質問

### (1) 質問受付期間

告示日から令和8年4月6日（月）午後5時30分まで

### (2) 質問方法

質問票を下記メールアドレス宛に提出すること

[dmo@kcvb.onmicrosoft.com](mailto:dmo@kcvb.onmicrosoft.com)

### (3) 回答方法

令和8年4月7日（火）に「かごしま市観光ナビ」法人サイト上に掲載する。

## 7 企画書の提出

以下の項目について、別紙「仕様書（案）」を満たす提案とし、できるだけ詳細に記載するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた記載に努めるものとし、「8 審査基準」に記載している審査のポイントが明確になるよう作成すること。

### (1) 企画書の記載内容

- ① 全体計画の作成
- ② 鹿児島市内の飲食店のグルメメニューの造成支援
- ③ PRイベントの実施
- ④ SNS・WEBプロモーション
- ⑤ 着地型観光マップの制作
- ⑥ 全体を監修する歴史的な専門家の調整
- ⑦ 実施体制及びスケジュール

- ・業務体制（人員体制を含む。ただし、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績
- ・提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要
- ・準備及び効果測定を含めた業務スケジュール

⑧ 類似業務の実績

⑨ 費用見積明細書

- ・下記の費用割合の目安を踏まえた上で、業務ごとの内訳を記載すること。

・鹿児島市内の飲食店のグルメメニューの造成支援 ・PRイベントの実施	全体の約 40%以上
・SNS・WEB プロモーション	全体の約 8%以上
・着地型観光マップの制作	全体の約 10%以上
・全体を監修する歴史的な専門家の調整	全体の約 5%以上

(2) 形式等

① 形式

様式は指定しないが、A4版20ページ以内、横書き、左綴じとする（着色可）。

※ 書類はステープルや製本テープ等で留めず、クリップ留めにて提出

② 表紙

企画書の表紙には、宛名「西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクトチーム会長」、タイトル「西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクトにおけるグルメメニュー造成支援・PR イベント等実施業務企画書」及び提出年月日を記載する。ただし、正本1部のみ会社名も記載すること。

※ 副本には、企業名、所在地、社章、写真等の企業名が分かる記載はしないこと。

(3) 企画案数

提出業者1社につき1案とする。

(4) 提出部数

正本1部、副本15部

(5) 提出期限

令和8年4月22日（水） 午後5時30分まで（必着）

(6) 提出先

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクトチーム（実行委員会）

[事務局]

〒890-0053

鹿児島市中央町10番地 キャンセ7階

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会（担当：大久保・郡山）

電話 099-286-4700

(7) 提出方法

直接持参又は郵送

※ 直接持参の場合、土曜日及び日曜日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする（正午から午後1時までの時間を除く。）。

## 8 審査及び選定

(1) 選定方法

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクトチームにおいて、企画提案書及びプレゼンテーションについて評価基準に基づき評価を行い、最高得点者を受託候補者として選定する。なお、提案が1件のみであった場合も、選定委員会で協議のうえ選定の可否を決定するものとする。

(2) 審査基準

「9 審査基準」のとおり。

(3) 実施日

令和8年4月28日（火）午後1時30分から（予定）

(4) 実施場所

mark MEIZAN 2階 スタジオA・B（鹿児島市名山町9番15号）  
又はオンライン（teams）

(5) 実施内容（1者あたり）

プレゼンテーション 15分以内

質疑応答 15分以内

※説明時間、質疑時間については変更する場合がある。

(6) その他

ア 出席者は、1者あたり3名までとする。なお、業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

イ 会社名や従事者名が特定できないように行うこと。

ウ プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、パソコンを持参し、会場のプロジェクター及びスクリーンを使用することができる。

エ プレゼンテーション審査は個別に行い、非公開とする。評価内容及び選定結果に対する問い合わせには一切応じない。

## 9 審査基準

	審査のポイント	配点
企画提案の内容	(1) 全体計画の作成 ・業務の前提や内容を十分に理解した提案か ・広がり促進する学生やメディア活用の工夫があるか ・令和9年度やその後のレガシーを見据えた提案か	20

	(2) 鹿児島市内の飲食店の新メニューの造成支援 ・事業者の巻き込みや意欲を喚起する具体策があるか ・継続した購買につながる具体的な工夫や仕組みがあるか	15
	(3) PR イベントの実施 ・催しに関し、集客につながる工夫があるか ・事業者の巻き込みや意欲を喚起する具体策があるか ・若者を中心とした巻き込みや集客につながる工夫があるか	15
	(4) SNS・WEB プロモーション ・単なる情報発信にとどまらず、情報の広がり期待できる仕掛けがあるか ・予定する情報発信や広告の媒体、回数	5
	(5) 着地型観光マップの制作 ・周遊を促進する工夫があるか	5
	(6) 全体を監修する歴史的な専門家の調整 ・効果的な専門家が提案されているか	5
	(7) 実施体制及びスケジュール ・確実に業務を実施可能な体制、スケジュールか	10
	(8) 類似業務の実績 ・十分な実績を有するか	5
	(9) 費用見積明細書 ・各業務のバランスを踏まえているか	5
総合評価	・想定以上の業務の目的達成が見込めるか	15

## 10 審査結果

- (1) プレゼンテーション審査を経て、速やかに受注候補者を選定し、書面にて各参加者にその結果を通知する。
- (2) 選定結果に対する異議申立ては、一切認めないものとする。
- (3) 業務の実施にあたっては、発注者と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。

## 11 著作権等

- (1) 企画案に使用する写真等は知的財産権に関する法律上、発注者の意向に沿った使用を可能とするものであること。著作権や肖像権など権利関係は、提出業者において処理すること。
- (2) 成果品の著作権は全て発注者に帰属するものとする。

- (3) 企画書の提出に要する一切の費用については、提出業者の負担とする。また、提出された書類等は原則として返却しない。

## 1 2 業務の委託

発注者は企画が採用となった事業者随意契約により本業務を委託する。

## 1 3 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 選定された企画提案書の企画提案をそのまま採用とするわけではない。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 審査書類提出から契約締結までの間に、参加資格要件に該当しなくなった場合は失格とする。